

決算審査特別委員会会議録
(一般会計)

(平成 24 年 10 月 22 日)
[第 3 日]

審査内容

議案第 48 号 平成 23 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入（全般）、財産調書.....	3
総括質疑.....	18

出席者

【 議会 】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
委 員 長	下平 力人	副 委 員 長	所賀 廣
議 長	末次 利男	副 議 長	久保 繁幸
委 員	坂口 久信	委 員	川下 武則
委 員	牟田 則雄	委 員	平古場公子
委 員	江口 孝二	委 員	田川 浩
監 査 委 員	見陣 泰幸	事 務 局 長	岡 靖則
書 記	針長 俊英		

【執行部】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
町 長	岩島 正昭	副 町 長	永淵 孝幸
教 育 長	陣内 碩泰	総 務 課 長	毎原 哲也
会 計 課 長	高田 由夫	財 政 課 長	大串 君義
企 画 商 工 課 長	松本 太	建 設 課 長	川崎 義秋
農 林 水 産 課	新宮善一郎	税 務 課 長	藤木 修
町 民 福 祉 課 長	桑原 達彦	健 康 増 進 課 長	田中 久秋
環 境 水 道 課 長	土井 秀文	学 校 教 育 課 長	野口 士郎
学校教育課学校教育係長	西村 正史	給食センター係長	大岡 利昭
税務課課税係長	小竹 善光	税務課収納係長	川島 安人
総務課庶務人事係長	田中 照海	財政課財政係長	西村 芳幸
健康増進課健康づくり係長	山崎 清美	環境水道課環境係長	中川 博文
財政課管財係員	小柳裕一郎		

以上 36 名

午前9時34分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

それでは皆さんおはようございます。

3日目の決算委員会を開くわけでございますけれども、きょうは午前中ということで皆さん方に御理解をいただいております。どうか午前中で終わりますようによろしくお願い申し上げます。

定足数に達しておりますので委員会は成立いたします。昨日に引き続いて会議を再開いたします。

歳入（全般）、財産調書

○決算審査特別委員長（下平力人君）

ただいまから審査に入ります。

第2日目、歳出の審査が終わりましたので、ただいまから歳入と財産に関する調書までに入ります。決算書の15ページから58ページまで。及び297ページから304ページまで。行政実績報告書では22ページから36ページまでを審議いたします。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、時間の関係上簡潔にお願いいたします。

○財政課長（大串君義君）

《歳入の行政実績の概要説明》

○税務課長（藤木 修君）

《歳入の行政実績の概要説明》

○財政課長（大串君義君）

《財産に関する調書の行政実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

なお、節度ある質疑にするため、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、関係書類名及びページ数を言ってから質疑お願いいたします。

質疑の方ございませんか。

○江口委員

確認ですけど、歳入の16ページですね、収入未済額16297472でありますけど、この未収金対策調査表ですよ、23年度の分が本来くると思いますけど、ここに5,000円の差があつてもんね。こいどの表に書いてあつとやろうかですね。（「場所が確認できません

でした。決算書 16 ページの」と呼ぶ者あり) 16 ページのですよ、固定資産税の 16297472 とかてあつてしょ。収入未済額ていうとの。これはこの未収金対策調査表の各年度の年度末分で、からくって思うですけどね。合計の 16302 の 472 ていうのがくって思うんですけど。ここに 5,000 円の。ほかのところ見ればそういうふうにしてきとつとですもんね。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

課長すぐわかりますか。わからなかったら（「そうですね。ちょっと。ここだけで、手持ちの資料ではちょっと答えかねます」と呼ぶ者あり）そいぎちょっと江口委員。

○江口委員

それでですね、これお願い事になって思いますけど、調査表がまちまちですね、ちょっと保育料なんかはこれ多分こいで見ればこいに当てはまってこんとですもんね。それで多分これは 9 月現在で表は出してあるとは思いますが。それを統一してもらわんとですよ、せっかくここに資料として提出してもらうなら、こっちのほうと合わすつとにですね、合わせられんとですもんね。そこら辺は可能ですかね。

○局長（岡 靖則君）

一応 3 月 31 日現在でこの決算書と行政実績——この未集金の一覧表と合わせるよう……したいと思いますので。だから決算書の数字の未収金が、今度もこっちにあげてくると。まあ今まではですね、……それ以降にどれだけ努力したのかていうのもあったもんですから、9 月の末に。……それと 3 月 31 日の——まあ出納閉鎖が 5 月末ですけども、それ以降に努力してこれだけ減らしたというのを出すためにこういう……したと思いますので。そこら辺はもう、その出納閉鎖が終わった段階での数字とですね、その決算書の数字と……。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

江口委員。今の話のようですね、そういうことで統一するというので、今話があります。そういうことで理解してください。

○江口委員

そいでもう一つお願いばってんですね。この今の話でいきますと、この町・県民税ていうとば合わしゅでしたら、この決算書とは合わんとですよ。だからその部分を分けてですね、今度の場合はこの決算書には 3114 ていう数字があつとばってん、こっちからもつてくれば 2045506 とか県税になって思うとですね。だからそこをもしできれば、一緒に分けてしてもろうたほうが。この資料を出さんとだったら別ばってんですよ。この資料をつけるのだったら、そこまでの配慮はほしいと思いますけど。どうでしょうか。

○局長（岡 靖則君）

それじゃそこら辺についてはですね、担当課との相談をしたいと思ってます。今現在は 9 月末現在で出しますので、今要望されているのは出納閉鎖で一応閉めた分と、それとそ

れ以降に努力した分をもし出せれば出すという感じで、調査表が出ればですね、そういうふうにしたいと思っています。それと税関係については、県民税のほうが含んでおります。今ここにあるのは町民税だけしかありませんので、県民税含んでおりますので、そこら辺は担当課と……。

○江口委員

済みません。そいぎほかんとも——いっちよいっちよ言うたってあいやっけて、ほかんともそいで……。

○川下委員

25 ページのですよ、たばこ税の増税（「どの」と呼ぶ者あり）行政実績の、たばこをやめている人が多か中にふえとっけんですよ。こいはあいですか。やっぱり値段の上がったけんが、その分がふえてきたとですかね。

そいとですよ、まあこの前もちょっと話の出たとぼってんが、たばこを飲む人が、こう気持ちよくたばこを吸えるような環境づくりをしてくれということで、江口委員おっしゃることをですね、切にこうお願いしよったとぼってんが。そこら辺をですよ、こいだけ町税のほうにあがってくるとやったら、税務課長どうでしょうか。気持ちよくたばこば吸える環境を。

○税務課長（藤木 修君）

たばこ税のことについてお答えいたします。

22 年、23 年度の比較でいきますと、本数では、吸われる本数では 9%弱減っているんです。実際 100 万本以上減っています。ところが、22 年の 10 月に税制改正が行われて、たばこ税増税がなされました。そんな時のアップ率が 40%なんです。その影響でことし、23 年度のたばこ税については、本数は減ったけども税額はふえたという現象が起きたと。

○町長（岩島正昭君）

これは先日からこう委員さんたちからお話があってございましたけどもね。正式に喫煙所をつくるていうとはこれはどうかなと思うもんだから、例えば玄関の片隅、大体来庁者の方の対策もいろいろこう話が出おったけんですよ、その……灰皿……。あいをちょっと玄関の東側に設置するとか。そういうのをちょっと検討したいなと思っています。正式に部屋とかなんとか毛頭考えておりません。

○平古場委員

今ローソンとかセブンイレブンとかいっぱいありますけど、太良町にあるそういったあは、たばこ税は太良町に入ってくつと。

○税務課長（藤木 修君）

太良町内の販売所は、太良町に設置するものとして許可を受けられてます。太良町にある販売所で販売されたたばこ税については、全てその所在地町村に入ることになり

ますから、太良町に入ってきております。

○副議長（久保繁幸君）

そのたばこ税なんです、前年に対して504万の増になつておりますが、その504万が、健康増進課のほうにお尋ねなんです、これが医療費関係等々に関しては、若干たばこは害するという事と言われておりますので、その辺は幾らか減っておりますかね。医療費は。その辺は目に見えてわかんないですか。まあこれは、たばこは百害あって一利なしてというようなことで、やめる人をふやすためにこういうふうな増税をやつとると思うんですが。その辺の検証はなされておられますか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

たばこが原因による疾病調査というものはないものですから、ちょっと申しわけございません。把握しておりません。

○坂口委員

25ページあたりから、この税務課長にお尋ねですけれど。税金ほどこう減少になって、手数料ぐらいが上がつとつばってんが、ほかんとほとんど減少になつとつと。それについてどういうあいだ、こういう状況になつとるのか。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

25ページの1の町税（1）から（5）までで申し上げますと、町民税だけ落ちていると。要するに今経済状態が閉塞感がある中で、どうしても町民の所得や経済活動等が停滞している。そこが如実にあらわれた数字であるということで考えます。

○財政課長（大串君義君）

税の関係のことですので、ちょっと勉強いたしておりませんので具体的にはわかりませんが。先ほど税務課長が申しましたとおりですね、経済活動が停滞したということが大きな原因で、太良町だけじゃなくてですね、日本国全体がそういう状況に陥ったということで理解をいたしております。

以上です。

○坂口委員

これについて町に及ぼす影響あたりは、今後どういうふうな状態なってくるですか。

○財政課長（大串君義君）

まあそのいろんな交付金等がございますので、その交付金につきましては、国が徴収をいたして、その分をいろんなその条件等、まあ就業人口とか、人口とか、まあそれぞれの条件によって分配を、案分をされるということになっておりますので。当然その分が太良町には、国の全体の増減額が直接太良町の増減額に影響していくということで考えており

ます。

以上です。

○江口委員

総括の中で聞こうかと思うたっですけど。もうちょっと早めに。不納欠損額のところですけど、多分これは法的措置をとられてされた分だと思えますけど。これをするためには、何か基準ていうかな、明確な理由がない限り、ほかの基準ていうものがあるか財政課長。財政課長のほうに上がってくっつとでしょ。各課から。こういうことをしますていうことは、上がってくっつとやなかですか。

○財政課長（大串君義君）

不納欠損につきましては、各課がそれなりの理由等がありましてですね、それなりの理由を起案をいたしまして、町長の決裁を受けて不納欠損をするという形になっております。ということで私のほうは、まあ途中で不納欠損の決裁が回ってくるというような状況でございますので、詳しいことは担当課が把握をいたしておりますので。

以上です。

○税務課長（藤木 修君）

お答えします。

不納欠損の理由につきましては、時効による消滅。大きく分けてですね。それと執行停止後3年を経過したもの。あるいは執行停止によって即時消滅させたもの。これらが不納欠損の理由というふうに……。だからその前提として、そのまた原因がありますよね。まあ時効に至るまでの原因というとは、財産がないとか行方不明であるとか、あるいは遠隔地で納税交渉ができなかったとか、それから非常に生活に困られていると。そういうことで滞納整理の流れの中に乗れなかったもの、そういうものが5年の時効消滅によって不納欠損というふうになります。それからもう一つ執行停止というのがあるんですが、これは、その要件として滞納処分をする財産がないと。あるいは滞納処分することによって、生活を著しく……。させる恐れがあると。それからその所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であると。この3つにどれかに該当するときには、滞納処分を執行停止、一時取りやめる。そういう方法がございます。それで執行停止をかけて、執行停止にしてから3年を経過すれば、徴収権が消滅するというふうな地方税法上の規定になっております。もう一つその執行停止して、どうしても、どう考えても回復の見込みがない。取ることはもう将来においてとても考えられない。そういうものは執行停止と同時に即時消滅という方法もございます。そのこれの3つの方法によってやっております。

○江口委員

今年度のとを見ればですよ、この町民福祉の保育料。それから町・県民税ですかね。それから軽自動車税、固定資産税の部分がそういう処置をされていると思えますけど。保育

料に関して言えば、平成16年、17年、18年の分ですかね。ほかの分については、どれとどれというとはわかりません。この表では、件数は確かに減っていますが、表ではどうもわかりません。だから保育料としては、こういう短期間でしてある。こういうことができるのであればですよ、そのアンバランスというのですかね。片一方はもうずっと前んとしてあつと。平成17年ぐらいのとも、ここの中では見えませんが。ここら辺はどういう解釈すればよいかですかね。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

税のことしか全くわかりませんが、例えば23年度の決算で申し上げますと、5年さかのぼれば18年——単に5年経過したからというわけじゃなくて、滞納が発生したときには、できるだけ納税折衝をして、財産調査等を行いながら不納欠損にならないように、時効の中断阻止というものをとります。ですから中断して、もうなかなか収納に導けないものは、年度が古いものもずっと残ってくるというふうな状況になります。年度がまちまちになることがあります。

○江口委員

今の説明で言えば、その話にはこの保育料は載らん、当たらんとじゃなかですか。もう18年でとってあつとですよ。切ってあつとですよ。だからそい何の努力もしてないというふうに見られてもしょんなかじゃなかですか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えいたします。

不納欠損のやり方なんですけども、18年度までの分についての保育料の滞納については、毎月催促をいたしておりましたが、どうしても徴収ができないということで私が着任した時に整理をしまして、時効が成立していた分を不納欠損にさせていただいたという経緯がございます。先ほど税務課からお話がありましたように、不納欠損をする場合というのは時効というのがありますが、時効については、督促までの時効中断とかですね、一部納付金の場合は、一部納付金をいただければ、それからまた時効が新たに発生するというようになりますので、必ずしもその年度がですね、長い期間、6年も7年もたっても不納欠損しないで一時金を取るという……。保育料については、一部取ってあるともありましたけれども、18年度の、最後が10月までの分が、時効を23年の12月に来たもんですから、不納欠損をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○江口委員

これは最終的に承認されるのは町長だと思いますけど。今の答弁で見ればですよ、努力の跡が見えんとですよ。何か期限が来たけん時効。毎月電話の催促かなんか知らんすけ

ど。やっぱこれは各課まちまちでその解消方法は違うと思いますけど。やっぱりこの未収金の集計表を見ると、件数は減ってなくて金額は減ったというのがあつとですよ。その分は多分努力をされている、払えるしこら取ったということだろうと思うとですよ。件数は全然変わらんで金額は減ったということはですよ、分割払いか何かということできれとって思いますけど。この今の保育料についてはですよ、日にちは短か。……でこのままでずっと私が言うのは、また今度はこれが来れば切るのかと。そこら辺は町長どういうふうに考えらるっですか。

○副町長（永淵孝幸君）

実は私のほうからですね、答えさせていただきますけれども。私が実はこの未収金対策検討委員会の委員長をしております。その中でですね、努力が見えないという話ですけども。年2回定例会してですね、緊急の場合は寄ってという会議を、こういう対策会議を開いております。その中でですね、各課から今のようなこの未収金の集計あたりを出してもらって、そしていろいろの中で担当課、関係課寄って審議しているわけですけども、今の例えば保育料にしても、子ども手当からも取っていいというような形になったというなことで、そういったところをですね、窓口支払いしてもらって、そこに行ってその方から直接もらうという方法とかいろいろ努力をしてもらっているわけですけども。どうしても先ほど税務課長もちょっとと言っておりましたけれども、家庭的に……厳しいなところあれば、まあ本当は公平性からいけば全部徴収するのが当たり前ですけども、そういったところで、例えば分割でお願いするとかいう形をとりながらやると。しかし悪質の方についてはこちらも厳しく毅然とした対応でやらないと相手に……されてもいけないから、相手が法的な言葉を言われたら、法的に受けますよというような形でですね、毅然として対応するよというようにやっております。まあそういったことですね、関係課においても、いろいろなその関係法が実はあるわけですね。例えば保育料すれば自治法が絡んで、最終的には民法まで絡むとか。そういったことまで含んでですね、いろいろその法的なことまでやっていかんと、最近ではそのマスコミあたりもそういった時効が切れたのを取れば、その町が悪者扱いにですね、新聞には大きく報道すると。やったらん人が悪かていうごたつことじゃなくて、取った自治体が悪いようなこと書かれるもんですから。まああの関係課の係あたりも、こういった法を一生懸命勉強しながらずっとやっているような状況です。

○江口委員

解釈はいろいろできると思いますけど、一番私が心配すつとはですね、こういう悪いことをして世の中堂々と通って、私5年間辛抱したぎ払わんでよかったばいと。悪事千里を走るじゃなかばってんが、ずっと口伝えですよ、こういうことが起きらんとも限らんと思うし。まして給食費関係を見てもらえれば、私もこい以上言いませんけど。そこら辺は

やっぱり考えてするべきじゃなかろうかと思えますけど。いかがでしょうか。

○副町長（永淵孝幸君）

今江口委員が言われるように、まさにもうそうですよ。もう払わんで得したけんがよかったて。そんな人が出て、話なれば、まじめに払っている人がバカを見たというようなことになってですね、そい悪いほうに……れば大変ですから。そういうことがないように。それから水道あたりも、ここ2年ぐらい前にはですね、水道もとめるといふことで強固にやって、じゃ払うけんがてやっぱい来た人もいるというような状況です。で実際とめた人もおります。ですからそういったことで、ちょっと悪質的な払えきるような家庭の、家族経営状況であってですね、払わんと。しかしやはりその中には、生活に本当に困窮しているなというような状態であれば、分割でもいいです少しでもいいですからという形をつないで、時効がならないような形をとるとかですね、いろいろ苦勞はしておりますので。今後もそういったことで対応していきたいと思って。よろしく申し上げます。

○町長（岩島正昭君）

確かに税の公平性から、もう時効期限が来たけんやらじよか云々はもう許されんことですよ。こういふうな時代で、うちも自主財源が少ない町なら町なりに、この収入をどうして求めるのかて。やっぱい未収金対策ですよ。これは1円でも2円でも多く取ってね。そして町の財源に充てるというようなことが一番と思います。

それと不納欠損という、その言葉自体が私は好かんわけですよ。ていうのは、法制からいって取いえんけん、時効の来たけんじゃなくして、正当な理由、いわゆる本人が死亡したとか何とか正当な理由があれば、不納欠損に落とさんばしよんなかじゃろと。もろもろその財産の差し押さえもやらせよつですけど、それも抵当の入って取いえんですもんねとか。そういう場合はしよんなかと。ただもう余裕もって、結局車も2台も3台も回しながら税金ば滞納しとって何ごつかて。だから足を差し押さえろと。足ていうのは車ですよ。まずは車を差し押さゆつぎ、……ですからね。だからもう今後ともその未収金対策については全職員一丸となってこれはせんことには、委員おっしゃるとおり、払わんぎ払わじちよんどよかつかいて。そういうふうな考えを植えつけさせる自体が間違うとるけんですね。だからそういうふうな指導でもう職員頑張りたいと思えますので。

○田川委員

報告書の35ページの諸収入のほうですね。まあ道の駅太良、たらふく館と漁師の館の指定管理者収益配分金がここ載っていますけど。昨年はずね、400万ほどの金額だったと思うんですが、まあことしは180万ぐらいということ。これはどうしてこういう減額になったのかということお聞きしたいんですけれど。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

道の駅太良の収益の配分金ですけども、たらふく館のほうが142万5,000円。漁師の館が44万9,000円ということで、昨年と比べると減っているということでございますけど。一応うちのほうからですね、うちのほうと、それからたらふく館のほうの決め事で、一応収入の経常収支利益の2分の1を町のほうに収めていただくということに取り決めがなっております。それで上限の限度額が、たらふく館におきましては400万円と。それから漁師の館におきましては限度額200万円ということになっておりまして、その年の収益によって金額が変動をいたすところでございます。

以上です。

○田川委員

ということは、その経常収支利益の2分の1でしたっけ。その経常利益がその前の年の半分ということでよろしいですかね。まあ売り上げは違う……ですね。売り上げとは……。

○企画商工課長（松本 太君）

はい。そのとおりです。

○坂口委員

今のとに関連してさ。だいが見てもね、例えばどっちもばってんが、売り上げがこんくらいの状況じゃなくて。一般の見てわかるような状況の中で、こんくらいじゃどうにもならんじゃなかね。多分皆さんそぎゃん心の中では思うとらすちやなかかなと思うばってんが。結果的に漁師の館44万9,000円。どんどんどんどんお客さん入って、ある程度の売り上げが、まあたらふく館も一緒ばってんが、売り上げが上がりよって、まあ利益率がどうか知らんばってんが、それなりの状況ばつくる、誰が見てもつくるような状況の中で、こういう状況がずっと続けば、その中までぴしゃっとした監査をすとか、どういう状況なのかというのをやっばいぴしゃっとしていかんぎと。やっばいいろんな例えば皆さん方もうカキ焼きもしたりとかなんとか、いろんな業種の方がいらっしゃいます。そういう人たちにやっばい不満、不公平感ていうかな。そういうものをやっばい町がみずから与えるような状況をつくってということは、非常に環境的にもようなかし。町民の不平不満がそこに集中してね、やはりくるていうような状況じゃないかなと私は考えるわけ。そいけんその辺な本当に皆さん、担当課あたりも、町も入ってぴしゃっとして、本当にこいが現実なのかということをやっばいぴしゃっとしていかんぎと、今後はやっぱりいろんな不平不満がね、わって出てきた場合は、それ抑えるためにどう——いづれそういう結果になる可能性もあるけんですよ。そこんにきは早く手を打って、ぴしゃっとうよう状況把握ばしていただきたくと思いますけれども。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

この利益関係の件につきましては、ちゃんと決算報告、まあ総会等をなされておりました、私たちがその中に入ってですね、決算の推移は一応見てはおります。ただその中身の、本当の中身までは当然私たちはちょっと見てみせんけども、ぴしゃっと計算はされておるようでございますので。まあ売上げが4億ぐらいあって、こいだけしかなかとかで言われるとですね、確かに数字だけ見たら、そういうような感じを受けられると思いますけども。実際仕入れと売上げ、それから職員の人件費等を差し引かれておまして、それを見たところではですね、ちゃんとできてるなという感じがいたしております。今言われたように、ほかの町民の方からいろいろ言われることがないように、中身的にはこれからもある程度ちょっと見てはいきたいと考えます。

以上です。

○坂口委員

私もたらふく館のほうにはですね、その1年に一遍報告を受けて、ある程度理解する部分もあるわけやし。積立金も何千万か持っというような状況でもあると。やっぱそれは、そういう中の運営ばすために積み立てもしたいなんかせんばいかんていうところもあっとばってんが。漁師の館については、あなたたちがだいか入って、そういう決算とかなんともちゃんと見よとかな。我々はもうたらふく館だけしか知らんもんやっけんね。漁師の館のほうは全くわからんとですけれど。その辺についてはどのような対応——あいはしちやとかな。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

漁師の館につきましても、経常経費等の報告はちゃんとあっておりますので、うちのほうでも決裁をいただいて、回覧をいたしております。

以上です。

○坂口委員

その報告はもろうとばってん、その中には入っとらんていうことね。あんたたち担当課かだいかは。総会あたりも出おらんとことですか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

ちょっと私も4月から来たばかりですので、漁師の館の総会関係には入っておりませんが、ちょっと前任者にも今尋ねましたけども、そっちのほうには入ってないということでございます。報告だけは受けとります。

○坂口委員

ここにもやはりですね、たらふく館と一緒にね、やっぱい担当課あたりが一人ぐらいは町も入れてもらうような状況をつくっていただきたいと。

そしてここにあがるとる分については、これお尋ねですけども。地代は別に地代であがるとるのか。これ全部含まれとるのか。その辺についてちょっと。たらふく館が地代もこれ含まれとるのか。漁師の館も地代も含まれてこの金額なのか。地代は別なのかおそえていただきたいと思います。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

あくまで営業収益の分をいただくということで。地代としてはいただいておりません。

以上です。

○坂口委員

そんなら、あくまでもあそこの地代をもらってないということで、営業収益の何分の1というようなことで、町と取り決めをしとっていうことで理解してよかとかな。

○企画商工課長（松本 太君）

はい。そのとおりでございます。

○坂口委員

そんならね、余りにもそいは地代ももろうとらじおって、例えば漁師の館が44万9,000円。地代の分でんなかじゃなかね。ちょっと言えば。我々ちょっと言わせればよ。たらふく館もしかり。そんない地代もろうて別に利益の何分の1かもろうたほうがまだましじゃなか。て私は考ゆつとぼってん。この辺がさ、いろんなその——私ぎゃんこと言おうごとなかとぼってん。いろんな町民の方からね、不満不平、聞きたいなしたいする。一遍な言わんばいかんかなと思っ言いよつとぼってんが。地代と別々なつとればまだしも、地代も含めてこういう状況ばつくっていくことの、こいが公になってね、いろんな商売の方に公になってくつぎと、非常に町も困った立場になるわけよ。はっきり言うてね。そがんなってくつぎと、いろんな何かいろんな自分たちでやっている方たちの固定資産税とかなんとか含めて、やっぱい減額せざるを得んような状況ばつくっていかんばいかんごた状況になってくつわけ。そいけんやはりここでやっぱいそういうところも含めて、町がいずれ困るような立場になるような状況はやっぱいつくってもらいたくなかけんが言いよつわけやっけんが。その辺なね、やっぱい町、執行部初め担当課もよう考えながらそういう不満が最終的にあがらんような状況をつくって、たらふく館、漁師の館さんともう一遍この再度、そこの中身の協議をやっぱいしていかんぎと。ここおら大変なことになって思うけん、言いよつわけやっけんがさ。その辺などがん考えとつとかな。担当課含めて、町長、執行部。もうぜひこれは不満が出ないような状況ばつくっていかんばいかんと思うけんが。

○企画商工課長（松本 太君）

ちょっと地代等言われておりますけれども、漁師の館につきましては、建物を寄付いただいたという経緯もございます。たらふく館につきましては、もう町のほうで建設いたし

て運営協議会のほうに指定管理のお願いをしているところでありまして、これはもう坂口委員さんも御存じだと思いますけども、建設当時からですね、議会を通したところで話しております。その中でずっと決めていって今の状況になっているわけですから、これからまたどういう不満があって、どがん大変なのかちょっと私も理解に苦しむんですけども。まあそういうことであれば、その都度ですね、上司のほうと話をしながら、変えられる分に対しては変えてはいきたいと思っておりますけども。今までの流れでこういうふうになっているわけですから。このお互い協議をして、議会を通してなっているところを急に変えるというのは、ちょっとできないかと思っておりますので。何かあったら上司と話をしていきたいと思っております。

○坂口委員

確かに多分……て思う、おいが勉強不足のこのあって、途中、その我々は地代も取りながらその売上げの何分の1とか……。どっかで変わったと私が理解しとらんけん、そらそいで我々がそのわかってってそぎゃんこと言いよってというようなことは反省はしながらですよ、反省は我々はそれについては反省はします。私自身はね。反省はしながらでも、あいどんこいばちょっと見てですよ、漁師の館は44万9,000円しか、例えばね、ずっと売上げは上がいよってだいでん思うとっわけ。皆さんがさ。あそこに集中しよっわけやっけんが。そいけんやっばいそんならそいのごとやっばい町も、その分については例えばこい5年間やったけんね。どうのこうの言うことはなかばってんが。5年なら5年、5年まだ先までそぎゃん決めとっやっけんて言われれば、そいまでたいね。あいどんそういう状況の中で、やはりここの改正はやっぱりしていかんぎと、ここにおった人たちが有利になるような状況じゃやっばいようなかっちゃんかかなと。やっばいこの辺な考えながら、交渉ていうか、そこの推移を見ながらやっばい交渉をするような余地を残すというかな。例えば2年に一遍、今まで5年間ちょっと漁師の館さんな5年間の指定管理になっつけんが、5年はされませんよじゃなくしてね、2年、2年とか、2年に一遍とか、その辺の料金の改定あたりばやっばい、そら何ちゅうかな、景気がよくなったい悪くなったいするけん、そんな時の状況によっても違うて思うけど、最低ね、地代ぐらいはやっばいもらうような状況をつくっていただきたかなと思うわけたいね。多分ね、今町民の皆さんは、こがんと知らんわけよ。はっきり言って。こんくらいていうことば。こいがやっばい公になってくれば、そぎゃんやていうことなってくっけんさ。その辺の対策ばしてもろうとったが私はよかて思うて言いよっわけやっけんが。こい副町長ぐらいに聞いとかんぎといかんね。

○副町長（永淵孝幸君）

漁師の館はですね、まあ全部の議員さんじゃないと思っておりますけれど、ここを指定管理とか出すときですね、まずあの建物は自分たちで全部ちょっと建てて、そいでそういうちょ

っと変則的な形やったとですけど、自分たちがつくったとを町に寄付してもらって、そいをまた町が指定管理で再度出すという方法ととるわけですね。そいでその建てられたとも、自分たちが借入金、まだ借金して、そいを払いながらやっというような状況の中でやって来たわけですね。そいでもうこのたらふく館含めてですけれども、その指定管理出して、あそこの管理はまずつくる時は町がつくりましよう。たらふく館は。そしてあと運用は皆さんたちがやってくださいというような中でですね、やってくる中で、そして指定管理に出した時点では、もう実際そこの経営はもう全部あなたたちが見なさいよ。全部そこに……見てくださいと。そして町は一切、その指定管理料としておたくたちに支払うとはしません。その時多分地代も取らんというふうなことになると思います。ですから払ってないと思いますけれども。地代も取らないかわりに、もうそういったことでお互い持ちつ持たれつのような形で指定管理になったと。そして結果的にその営業だけについてはですね、先ほど担当課長が説明したように、売り上げの2分の1で最高限度を決めとるわけですね。ですから、今後まあそういったことになってくれば、売り上げのほう、営業は上がってきよと。しかしその地代のほうもね、その辺の漁師の館あたりの償還もあったとかなんかした中で、まあ5年間という指定管理のしているもんですから、そこら辺を途中で見直されるような状態に向こうあたりがなつとれば、たらふく館含めてのその地代あたりをどうするのかというのをもう一度検討をする。そういった町民の声も上がってきているとすれば、検討しながら、その営業収益まで含めたところで総体的に検討していかなといかんとやなかかなと思いはしとる。

○坂口委員

私中身はわかって、わかってていうか、その経緯はね、我々も入ってきたいなんたいしとっけんわかって言いよつとばってんが。やはりあの町内の雰囲気たいね。そがんと含めて、我々はその——私がこいどうのこうのじゃなかつじゃっけん。含めてやっばいという雰囲気がわあわあわあわあこう、あっちから上がってくるような状況はね、果たして町のためによいか悪いかということと言いよつわけやっけんね。その辺な理解していただきたいと思いますけれども。そういう状況の中で、やっばいここだけはね、例えば23年度ばばって見たときに、余りにもこうどがなかなということと言いよつわけやっけん。そんなこりゃそのもう、そらもうもろうたって、そぎゃんとこいでわかって言いよつとですよ。もろうてって。あいどんちよつとその地代も含まれとつとが、そいが私がわからんやったとばってん。地代は別にして、別途こいやったかなと思うとつたもんやっけんね。そいは私の理解不足ばってんが。あいどんそういう状況はやっばいあっちこちらこう不満の出んような状況はつくつとつたがよかかなと思って言いよつとですから。そこんにきは理解していただきたいと思います。

○副町長（永淵孝幸君）

委員がおっしゃっているのわかっております。それですね、そういったことで先ほど言いましたように、営業収益含めてですね、まあ仮に地代もろうたとすれば、向こうはその分な経費で多分落としてきて、営業収益が落ちたと。……こうですよという形は……と思いますけれども。そういったところで総体的に含めて検討させていただきたいと思っております。そして相手方と協議もしていきたいと思っております。

○副議長（久保繁幸君）

ここ数年の両方の売上額は幾らになっておりますかね。

○企画商工課長（松本 太君）

経常収入でよろしいでしょうかね。（「総売上だけを」と呼ぶ者あり）はい。

20年度が、たらふく館ですけど。約1億500万。21年度が1億3,700万。22年度が3億9,600万。23年度が3億9,900万という収入になっております。

漁師の館ですけども、20年度が8,000万。21年度が8,300万。22年度が8,000万。23年度が7,000万。

以上のようになっております。

○副議長（久保繁幸君）

ちょっとその計算、私聞いたほうの計算ではちょっと。20年度が1億500万ですか。私が聞いた記憶では、これはちょっと年度書いてないんですが、4億3,830万。たらふく館ですよ。総売上ですよ。そんでから、漁師の館8,354万。両方合わせて5億4,280万ですよ。これどういうふうな決算書提出されているのかちょっとわからないんですけど。決算書等々は検分をされてますか。両方とも。決算書。

○企画商工課長（松本 太君）

決算書見ておりますけど。

○健康増進課長（田中久秋君）

済みません。当時担当しておりましたので。若干その22年、23年で急に売り上げが1億幾らから3億に上がったという経緯ですけども。当初の決算書の出し方、たらふく館が委託販売方式でやっております。たらふく館の収入というのは、委託販売、手数料の分の収益になっておりますので、当初は委託販売手数料の分の収益で収支を出してもらっておりまして、その当時が1億5,000万とかそういった数字になっております。でその全体的な売り上げていうのが見えないもんだから、決算の出し方を委託販売手数料の分だけで、総売上額を出すような形に23年度からかは変更をしております。その分で急激に倍額ぐらいのような形になっております。その差額というのは、あそこの会員さんの出品者の手元に入っている金額というふうに理解してもらえればいかと思います。

○副議長（久保繁幸君）

その分の委託手数料。農産物、魚類で違うようにお話聞いておりました。どのような委

託手数料となっております。農産品と漁業産品と手数料違うてなっとなつてでしょ。パーセントが。

○健康増進課長（田中久秋君）

一応販売手数料は15%というふうになっております。あそこの設備を、冷蔵庫とかなんとか使った場合は20%というふうになってたかと思えます。

以上です。

○副議長（久保繁幸君）

それでそういうふうで計算していくと、4億近く上げているのに、経常収益はここに町との半分ということで今年度142万5,000円ですか。280万ぐらいしか出てこないわけですかね。それはどうしてですか。我々商売人から考えたら、そこは到底考えられない数字なんです。

○企画商工課長（松本 太君）

決算書を見てみると、確かに総売上の中から、仕入れですね、それから人件費等ずっと引いてあります。そしてたらふく館におきましては、地域に貢献するというので、いろいろなスポーツクラブ、団体等にも補助金等出されております。まあNPOですので、営利の目的をしないということで、でその分全部差し引いたところがもうこれだけしかあがってこないということです。

○副議長（久保繁幸君）

そしたら今現在、たらふく館自体でどれだけの積み立て、基金をお持ちなんですか。わかりません。

○企画商工課長（松本 太君）

済みません。資料をちょっと持ってきておりません。

○牟田委員

報告書の28ページ。使用料の中の項目で道路占用料と法定外公共物占用料。2つあがっているんですよ。この法定外公共物の占用料の中には、この道路は全く入らんとらん。入ってるとすれば、どういうタイプの道路が入っているのか。ちょっとそこの仕分けば教えてください。

○建設課長（川崎義秋君）

道路占用料につきましては、町道分でございます。法定外公共物占用料は、水路とか農道も含めますけど、里道ですね。そういう区分になっております。

○牟田委員

この里道とか、これは、条例の中で平米単価とか仕分けは入るとつかな。（「入っております」と呼ぶ者あり）はい。わかりました。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

これをもって一般会計の審査を終了しましたが、見落としの点もあろうかと思いで、時間を限定して総括の審議をいたしたいと思いで。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、ただいまから一般会計についての総括質疑に入りますが、その前に休憩をしたいと思います。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

総括質疑

○決算審査特別委員長（下平力人君）

それでは総括質疑を始めます。

なお、節度ある質疑にするため、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、関係書類名及びページ数を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ございませんか。

○税務課長（藤木 修君）

先ほど回答を保留させていただいておりました未収金対策調査表の固定資産税の23年度末時点の未納。これにつきましては、決算書の記載が正解で、これもまことに申しわけございませんが、集計ミスであったと。で23年度末時点の現年度の未納、106件の380万1,100円が正解でございます。合計につきましても1,629万7,472ともに決算書の記載と整合するものであります。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

それでは質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

学校教育課にお尋ねしますけど。未収金でですね、平成23年の9月末の、9月30日現在が載ってっわけですけど。23年度末の未収金は幾らになってますか。

○給食センター係長（大岡利昭君）

お答えします。

3月末の数字を持ってきておりませんので、9月末で提出してございましたので、その質問があるだろうと思ってございましたので、申しわけございませんが、3月末を持ってきておりません。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

大方わかりませんか。

○給食センター係長（大岡利昭君）

確か23年度分の3月末につきましては、約80何万だったと思います。23年度だけがですね。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

この給食費ば今見よつとですけどね。昭和52年、53年、54年。もう35年ぐらい前のもなつとですが、これがあの前年度の分を見ると、それぞれ52年、53年、54年。こい3万9,000円、5万7,200円、3万800円ていうふうに載ってますが、これはこの3年分は集金ができたといいことですか。

○給食センター係長（大岡利昭君）

お答えをいたします。

52年度からの3年間につきましてはですね、不納欠損ということで本人が死亡された関係上、不納欠損という形で処理をさせていただいてます。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

総体的に見てたらですね、まあ若干集金ができたといいとが見ゆつとですが。相変わらず減つとらんともあるわけですよ。これをあの、ある年は、この集金に力を入れていただいて、未収金がゼロという時代があつとつとですよ。この辺のその集金の努力と、どういった方法で集金対策をなさつとつとつか。

○給食センター係長（大岡利昭君）

以前の部分につきましてはですね、昨年度不納欠損ということで、6人分、96万3,900円を不納欠損処理させていただいております。内訳といたしまして、死亡が2件。それから行方不明が2件。それから老人の一人世帯が2件と……しての分については不納欠損で、合計で96万3,900円の不納欠損の処理をさせていただいております。

それから徴収の方法でございますけれども、基本的には訪問等を行う部分についてですね、現在は新しい部分については訪問で対応をしているところでございます。それから以前の方につきましてはですね、もう子供さんも卒業されてかなりたつておりますし、もう本人さんもちよつと……されているような状況もあつとります。まあ毎年郵送にて納付依頼は出してございますけれども、今のところ以前の部分についてはなかなか対応できて

いないというのが現実でございます。

以上でございます。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

やっぱりこれは自分の子供さんが食べて、もうそれから20年も30年もしてなかなかその部分難しかていうところもあっでしょうけど。集金自体ができたところもあつとですよ。ゼロという時代が。そういったことも踏まえて、どういうふうな形でその集金をしたのか。それとまあ個人情報の保護という点もありましようけど、PTAとの連絡連携をとりながらとかですね、何らかやっぱり方法をとっていかんと、いつまでたっても数字が減らないう現象がありうるでしょうから。その辺をもうちょっとこう、うまく考えてもらいたかていうふうに思うわけですけど。どうですかね。

○給食センター係長（大岡利昭君）

お答えをいたします。

17年度がゼロになっておりますけれども、これがあの元の私の前任者の羽鶴係長の時代に頑張っていたいて徴収ができております。それから19、20がゼロになっておりますが、これ私が来てから対応した部分でございます。それから21年度につきましてもですね、昨年度は5件でございましたけれど、1件という形で対応してます。それから22年度につきましても、23件あがっていたのが、今現在で、調書では11件となっておりますが、10月15日現在で5件の17万5,200円という形——5,000円ということで、近隣の部分についてはですね、もう足を運んで徴収を行っているところでございますが、なかなかPTA——私もPTAをしておりました関係上でございますけれども、今かなり個人情報というのが厳しくてですね、もとはPTAで回って徴収をしていたんですけども、今はちょっとできない状況になっております。そういう形ですね、今後もやっぱりどうしても家に出向いて徴収をしていくという方法しかちょっとないかなというふうに思っております。

それからもう一つは、少額訴訟制度で、支払督促の方法を今後検討せんばいかんかなというふうには考えれるところでございます。

以上です。

○副町長（永淵孝幸君）

今の未収の件ですけども。先ほどもちょっと江口委員のときにお話しましたけれども、ここら辺もですね、今回の子ども手当等額の支払いもですね、そっちのほうも窓口支払いをとにかくお願いして、もうそういった取れるところからとにかく取っていきうふうなことでですね、お願いをするようにして、窓口に来られた時、直接そこからもうもらうという方法をとるようなことでやっていくようにしております。

○坂口委員

学校教育課に聞いたかっですけども。今教育委員さんは何名おられて、民間が何人な

のか。ちょっとおそえてくれんかな。

○学校教育課長（野口士郎君）

教育委員につきましては5名でございます。5名で、教育長を含んだ5名になっておりまして、あとの4名の方は一般という形でございます。

○坂口委員

あとの4名について、そんない一般な一般でしょうけれども、例えば今までの教職員の人がなっておられるのか。単純に一般の方。そこんにきばちょっとさっきは聞いたかったとぼってんが。

○学校教育課長（野口士郎君）

校長先生、先生上がりの方が1名です。であとは、まあ実際一般の職でございます。

○坂口委員

今あのもともと教育委員会は割かし学校の先生上がりがほとんどやったっですけれども、今は逆転して民間が3で、先生上がりが2名というなことでですね。まあ民間を入れろ入れろということで、民間が3になって逆転した状況でね、果たしてその学校教育あたりとこういろんなつながりで、いろんな先生あたりを連れてきたりとかなんとか考えて今までこられたと思いますけれども。この辺逆転したことによってですね、何かその辺がどうなるかなて不安があるわけね。民間を3人入れて何も知らん。何も知らんて言うぎと失礼ですけれども。学識経験者の人が3名。やはりこの辺がもう少しこう教員上がりの人たちが3、民間が2と言うならなかなかこう納得いくとぼってんが。反対に逆転したということは、今後どがんふうになっとなかていう不安はあるわけ。そいけんその辺は、その何ていうかな、教育関係が3……民間ば3入れんばいかんていうような仕組みになっているのか。その辺などがんなっとなか。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

確かにおっしゃるように、以前は大方学校教育関係者というのが多かったというふうに思います。一つはですね、1名は保護者の方を入れると、法改正されてですね、そういうことがありましたということで、も一つありますけれども。できるだけですね、いろんな方面からの知識経験者のそういう見識を集めるというようなこともあって、こういうふうになっているということございまして。御懸念ではございますけれどもですね、今教育をしていらっしゃる方々につきましてはですね、他町地区の教育委員会においても、大変御熱心に御討議をいただいておりますのでですね。特段支障があるということではございません。これがまあ学校関係者がゼロということであればですね、多分いささか事情に通じないということも出てくるかもわかりませんが。今のところはですね、太良町においてはそういう支障は生じてはいないというところでございます。

またほかの教育委員会を見ましても、必ずしもその学校関係者が多数占めているという状況ではないように感じております。まあいろんな分野のいろんな方々の知恵を集めるといような意味ではですね、いろいろな経験の方をなっただくということも必ずしも悪くはないのではないかなとは感じておりますけども。

以上です。

○坂口委員

まあいろんな分野からいろんな意見を聞くという部分についてはわからんことはなかとぼってんが。やはりあの太良町という小さな町でもあるし、そういうやっぱいものに、学校にやっぱい通じた人たちとか、まあ3対2ていうなことです。この辺なやっぱい教育長あたりは、やっぱいそいを逆転されるような状況でですね、してもらいたかなと。果たしてそういう一般の、一般に入った人たちがそういう中で、私はようわからんとぼってんが、意見が出よるのかどうか。今教育長が言われるのには意見が、活発な意見が出よっていうばってんが。なかなかそういう部分が我々にも見えてこん分もあってですね。やはりあの教育に通じた人たちが3、一般が2ていうような状況が好ましかかなという、うちの町にとってですよ、好ましかという感じもせんでもなかもんですから。その辺はこう十分こう検討をしていただいて、最終的にはどっちがいいかわからんですけども、そういう状況をつくってやっぱい太良町の教育にやっぱい貢献していただくような状況をつくってもらいたかなと思いますけれども。見解だけでよかです。

○教育長（陣内碩泰君）

私教育委員の任命権は持ちませんので、町長さんのお考えだろうというふうに思いますけれども。まあこういう意見があったということは、……はおきたいと思います。

○坂口委員

そんない町長に、あいばちょっと任命権の町長さんに。

○町長（岩島正昭君）

任命権があるということでございますからあれですけども。今教職が、教育長ともう一人、そいで2。そいから一般が3ということですけども。実質的には3・3ですよ。ていうのは、指導員ていうて校長上がりの人、学校指導のおらすとですもんね。だから実質的には3・3おりますから。まあ3人、3人で一般3人。教職上がりが3人ということで、まあそれでいいんじゃないかというふうに思っておりますけれど。

○坂口委員

その指導員ていう人は、例えば教育委員会の中に入ってですよ、そしてそういう話あたりができよるのか。ただその指導員も確かにおらすですね。そういう人たちが例えば教育委員会の中に入って、何かいろんな会合とかなんとかのあいができるか。ただおらすだけならちょっとおらすだけです。その辺がわからんとですけど。

○町長（岩島正昭君）

おるばかいないばいらんですもんね。そいけんまあそんたいはどいうふうなことしよらすかちょっと教育委員会に言うて……ですけどね。

○教育長（陣内碩泰君）

今おっしゃっているのは、町長から出たのは、指導主事という職種のものでございます。教育委員会には確かに参加はいたしますけれども、教育委員としての職務はないということでございますので。まあ正式に言えばですね、もう3人になっているという状況は……。でもそれ数——5ですからですね。どちらかが3になって、どちらかが2ということですからですね。まあこれが1になったら、少しやっぱりきついかもわかりませんがね。まあ先ほども申しましたけども、よその教育委員会見ましてもですね、以前はもうほとんど学校教育関係者で占めてましたね。5人とも全部だというふうなことでしたけど。例えば教育委員長さんの会なんかがありますけどもね、委員長さんなんてほとんど学校関係者よりももう一般の方のほうが多いというような状況でもございますのでですね。必ずしもそれ、だからといって教育委員会が弱体化するかというと、必ずそういうことはないだろうというふうに思いますのでですね。まあ一応坂口委員さんが出たことは念頭に置きながらですね、今後のことについては考えていきたいと。できるだけ教育委員会として。今ですね、教育委員会の強化ということが盛んに言われているところでございますので、太良町におきましてはですね、一層この教育委員会を強化してですね、……をしていくような状況はつくっていききたいと。そういうふうに思っております。

以上です。

○平古場委員

建設課長にお尋ねいたします。

田古里・竹崎線の地権者等の交渉はその後どうなっているのかですね。それで今の状況をどがんなっとつとか。あのかくかくってしたところ。ああいうところは、どういう計画になっているのかちょっとお尋ねいたします。

○建設課長（川崎義秋君）

県道竹崎・上田古里線でございますけど、地権者等の交渉ていうかですね、以前は県と私も入って、うちの副町長にも入ってもらってですよ、ちょっと面会したりしておったわけですけど。その後県のほうがですね、まあ県だけでその後対応をちょっとしとったとですけど、もうはっきりですね、もう事業には協力したくないというような返事を、県のほうが受けとるみたいです。それでですよ、今後まあどいうふうにして進めていけばいいのかということで、まあ県のほうもまた協議をするようにいたしております。でこの事業が大体、ちょっとはっきり覚えておりませんが、25年度までの事業やったと思っておりますけど、まあ予算的にはですね、県の道路課のほうがJR振興策の中にも入ってお

導方法でやられとるのか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

今に限った話ではないんですけどね。この部活でありますとか社会体育でありますとかというものが過熱するというのは、もう過去も再三課題として上がってきた状況がございます。ある場合にはですね、とにかくその例えば練習日を軽減してですね、お休みを週末に1回か2回かつくるような状況しようじゃないかと。そういうその社会体育関係者でそういう話等も持たれたこともあるんですけどもですね。なかなかこれが徹底をしないといましようかね。やっぱりあのどこかでやっぱり崩れてしまう。例えばですね、明倫小でしたですかね。サッカー部がですね、小学校なんですけどね、週に3回ぐらいの練習日です、これ県の優勝を果たしたという状況があったんですが。やっぱりそうじゃないかと。練習を必ずしもその密にしていけば、毎日じゃなくても、あるいは長時間じゃなくても、技術上げることは可能だというようなこと等も話をされているところでございましてですね。これはおっしゃるとおりに、もう過熱というのは常にこう……なあって、しかも内部からなかなかそい言い出しにくいという状況がありますのでね。なかなか表に出しにくい状況なんですよね。ですから、どこかでやっぱり調整をしていく必要あるのかなというふうには思いますけれども。やっぱり指導者にとってみればですね、何とかその強くしてやりたいというようなこともあってですね。もう盛んに最近では小学生でも結構遠征にもでかけますしですね。もうほとんど土日あいてないというような状況でもあると思いますので、この点につきましては、一度社会体育関係者、担当者、そういう人たちで一遍集まって話をしてみる必要がありはしないかなと。今のお考えを聞きながら思ったところで

以上です。

○牟田委員

今一頃両親と住んでいるとか、そういう家族構成が余裕、人的に余裕がある家族構成のときにはそうまで負担にならんやった時期もあるらしいですよ。ただ、今はほとんど核家族になって、もう仕事しながら必ずそれをせんばいかんていうてですね。もう何人でもそういう話を聞いたもんで。本人さんたち——そして子供がするていうて一旦入ったら、何か自分の子供だけあいすんなら、まあ辺な意味でいえばいじめに遭うとかそういう心配をされて、なかなかやめきらんと。そいが嫌ならやめればよかたいえて言うち、相談にこられた時言うたばってん。なかなかそれも、子供のためには簡単にはいかないということです。何かそこら辺はもう一回話し合って、よいよい方向に、話してみてください。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

ここに本人さんいらっしゃいますけど、松本課長さんなんか社会体育ね、担当してもらっております。剣道では大財さんとかですね、まあ役場関係の中でもタッチしてもらっている方たくさんいらっしゃいます。桑原課長も同じですけどね。あのですね、ある面ではですね、もうやっぱり子供は社会体育で育つ面が物すごく大きいんですね。あるいは中学生ではああいう部活で育つということは非常に大きいものがございます。この人は部活に入って3年間過ごしたのために、これだけの子供なったということがありますからね。一概にそのそういう弊害ということを強調できないところがあるんですけども。まあそれにしてもですね、やっぱり限度というものがあろうからですね。今おっしゃるようなことで、過度にならないように話し合いはすべきだというふうに思っております。

以上です。

○川下委員

関連ですけど、実はですよ、朝晩なんですけど、まあ小学校の子供たちはですね、朝から歩いて学校に行きよつとですよ。まあさっき言いちゃった中学校の子供たちにしてもですね、朝は行きよつとばってんが、ほとんど部活のときには、お父さんお母さんたちが迎えに行くとか。また高校生に至ってはですね、大浦のほうばってんが、ほとんどがですね、父兄さんが朝晩送り迎えしよつとですよ。まあそこら辺をですよ、教育長もう少しですよ、こう自分の足で学校に行くていいですか。もう少し、もう7時のラッシュの時に、この前も秋の交通安全のときも一緒ばってんが、もうほとんどの子供さんていいですか。8割ぐらいはもう車で送り迎えなんですよ。そこら辺の指導もですよ、まあ少しずつでもしてもらえれば助かるかなと思うんですけど。そこら辺は教育長どうお考えですか。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

学校側はね、自分の足で歩きなさいと。行きも帰りも歩きなさいよと。やっぱり非常に強く指導をしております。おりますけれどもね、御父兄さんの理解がなかなか得られないということで。例えばね、多良小、中学校だとですね、あそこあたりは送り迎えをして、校内で入ってもらったいと、混雑してですね、安全上ですね、非常にいけないんですね。ですから、制限はですね、500メートル以内。学校から500メートル以内では車をとめておろしたらいかんと。乗せたりおろしたりしたらいかんていうふうに決まっはいるんですよ。だから自分の足でね、登下校をするということは何よりの体づくりですよ。登下校でね、小中学生ていうのは強くなる。心身が強くなるということもありますから。学校側は、努めて歩きなさいという指導をしておりますから。それをもうおっしゃるよう保護者の理解を得るように、今後努力をしていかんばいかんていうふうに思います。

それからもう一つは、やっぱり最近は安全上の問題ありましてね、ちょっともう今だっすぐ暗くなりますからね。そういう状況の中をね、やっぱり帰らせるていうのは非常に

危ないということもありますので。保護者にしてみれば、やっぱり送り迎えに行っただけ、連れてきて、それが一番安全だというふうにお考えだろうと思いますからね。ひょっと何かが起こったらこれは大変なことですからね。絶対あってはいかんことですから。そういうことかれこれいろいろ考えた上でどうするかということはやっぱり判断していかんばなんでしょう。まあおっしゃったことは学校側にも知らせてはおきたいとは思っています。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

実績報告書の52ページ見てみますと、環境衛生のところですが。火葬場の利用回数ですね。この動物で26体あります。これ町内何体、町外何体というのわかりますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えいたします。

動物につきましては、町内21体。町外5体。合計の26体です。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

トータルの利用体数見てみますと、前年度と余り変わらなくて、まあお亡くなりになる方が大体平均的に推移して思いますが。これは火葬場当時つくるときに、建設当初に、町外からも結構利用が見込めるというのですか。例えば飯田とか七浦とかこっちのほうが近かけんが恐らくまあお客さんというか、ふえてくるでしょうねという大方の期待感、希望があったわけですけど。その辺は今後ですね、どうなのか。PRといいますか、広報的に何かやっておられるのか。やっているけど、まあこういった減少ですというのか。この辺はどうですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

別段ですね、委員言われるような……とかは行っておりません。鹿島地区におきましても、柵藤斎場持っておられますので。やはりそっちのほうの料金と比べますと、やはりうちのほうが若干たこうありますので。まあ町外の方は、やっぱり柵藤のほうを利用されているような状況では……。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

さっき料金のこと課長言われましたけど。確かに町外高かですね。でこれを町内並みにいいますか、そういったことすれば、やっぱりその火葬するたびに赤字というか、町の負担がふえるよというところもあるでしょうけど。その辺の料金的な問題というのも、今後も今のような状態で町外の方に対しては。今のような状況で進みますか。それともまた今後検討してみようかという気持ちがありますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

料金改定につきましてはですね、新火葬場になる時点で検討委員会で料金もかなり検討していただきました。その中で、検討委員さんの中でも、やっぱりまあ柵藤地区並みでは

どうかというような意見もあったし。まあ実質かかった分町外の方ですので、町費を使って火葬するわけにはいかんということで、実質かかかった分を取ってはどうかというような意見も出ておりましたけれども、最終的にやっぱり町外の方は、町の税金を使って火葬場でサービスのことはやらなくて、やっぱり実質かかった分をいただくのが普通じゃないかということで検討委員会の中で決定して今の料金で進んでおりますので。今後また料金改定については今のところは考えてはおりません。

○議長（末次利男君）

先ほどからですね、一般会計の歳入についての質疑で大変厳しい質問もあっておりましたけれども。要するにこれだけ景気が冷え込んでですね、非常に滞納がふえてみたり、あるいは不納欠損がふえてみたり。いろんなことがこう………しているわけですがけれども。やはり基本的にはですね、まあ町税は歳入の最たるものでありまして、25 ページに書いてありますように、自主財源の 56%を占めているわけですので。こらもう町民の義務として納入すべき公的負担なんです。まあそういった意味からですね、この不納欠損、滞納がふえているということは、やはり真面目なていいますか、善良なていいますか、そういった人、住民の間にですね、重大なやはり不公平感が生じるわけですので。これはですね、各こらもう毎回出ておりますけれども、非常にこれから先特に想定されますので、各その担当はですね、業務の一環でありますのでですね、ぜひとも再度手綱を引き締めて、この徴収業務には頑張ってくださいたいと。こいもちろんその県の滞納整理機構等もこうありますけれども。これは一にも二にもですね、やっぱり小まめ徴収業務をするしかないわけですよ。もちろん払う側も、一たび滞納が発生すればですね、なかなかそれを完済するっていうた難しい。難しい状況にありますのでですね。もう一たびこれは副町長中心としてですね、これから先取り組んでいただきたいというふうに思いますので。

○副町長（永淵孝幸君）

先ほどからですね、未収金の中でお話させていただきましたけれども。今議長が言われるようにですね、とにかくまずいろんなその税に限らず、ほかの利用料、使用料、手数料、分担金などなどですね、そういったもの含めて、とにかく納めることがまず原則ですから。納めなくてその例えば経済的にどうだこうだというのは理由にならんわけですよ。ですから町長も申しあげましたように、とにかくうちの何よりの自主財源はこれに限るわけですから。そういった意味においてですね、先ほど年 2 回で言いましたけれども、たまには臨時的なものを行いながら、今後もこの未収金対策については力を入れながら、この不納欠損にならないような形をとりたいと。ですからその不納欠損にならないようにいろいろな関係法に照らし合わせて、各課、係においてはですね、対応するようにというようなこともやっておりますので。今後またそういったことで十分注意しながらやっていきたいと思っておりますので。よろしくをお願いします。

○議長（末次利男君）

その中で一つですね、先ほど質疑を聞いておりましたところ、いわゆる学校関係のその給食費と育英資金のことですけれども。当然先ほどその不納欠損をした理由として、本人死亡というお話がありました。まあ当然ながらその育英資金にしてもしかり、給食費にしてもしかり、保護者の責任というふうには思っておりますけれどもですね。それを受益を受けた本人はおるわけですよ。まあそういうこともあってですね、やっぱりその辺をやっぴり当然やっぴり社会に迷惑をかけないというのは、やっぱり学校、教育の原点であると思うんですよ。そういった意味からですね、やっぱりその方はどうなのか。議会としても、当然不納欠損してはならんよという意見がずっと強かったですね。病院の受診、診療費にしてもしかり。そういうことで何か徴収は公的にはできないかもしれないけれども、何とかその願いは——滞納ははっきりと滞納整理。台帳に載っとればですね、こういったことをお願いをしておりますと。いうあかしをつくったためにも、安易な不納欠損してはいかんということで、こう私たちも言ってきたわけですがすけれども。これはもちろん当然これから大事になってくるのは、法的に、いろんなことを法的に処理される時代になってきましたのでですね。やっぱり法的に、いわゆる法的な時効を中断する措置をやっぴり小まめにやるしかなか。やっぴり法には法で対応せんとどうにもならんわけですのでですね。この辺をやっぴり、それについてはやっぴりですね。そういったその学校関係は特に子供さんもおられる。親は亡くなくてもやっぴりそういう方がちゃんとした生活をされておれば、やっぱりそういうその辺はすべきやろうと思うんですけどね。まあそういうことで、ぜひとも小まめないいわゆる徴収業務に……いただきますように要望しときます。

○江口委員

済みません。補助金のことでもちょっとお尋ねしますけど。毎年こう補助金を出していますけど、これに対して必要であるから出ていると思えますけど。費用対効果ではないですけど、それによってどのくらいの効力があつたというごた検証はされていますか。

○副町長（永淵孝幸君）

総体的なことでもちょっとお話させていただきます。補助金の効果というようなことですがすけれども、厳しくチェックすればですね、私たちも査定の中で、予算……とかさせていただいておりますけれども。……ところもあるかもわかりませんがすけれども。総体的に見てですけれども、まあ今のところではですね、必要だというような形でここであげております。その中でも、ただこっちから出して、その後のやっぴりチェックあたりはちゃんとして。でまた出すにあたっては、補助金の審査委員会等を設けながらやるとか。そしてその後の結果を見に行くとか。そして現地で入ってですね、効果あたりを見て、例えばそこに導入された機械とかあれば、その機械がどのように稼働しているのかという状況を見たりとか。そういったことは各課においてやってもらっておると思っております。ですから、

今後もそういった意味で、その補助金についてはですね、各課から予算要求してくるときには、十分そういう関係団体とかとところとですね、協議を上げてきてきているものと思いますし、要望等も各関係データからも出てきますので、そういったところで対応してきているというような状況でございます。各々にあればお聞きしていただければ。

○江口委員

済みません。確かに必要だから出されているて思いますけど。まあこう見てみますと、おんぶに抱っここの面も幾らか多少見受けられるところがありますので。そこら辺はやっぱ各担当が補助金出す以上は責任持ってですね。必要あるもんとないものがきれいに分けをしてもらってやってもらいたかと思えますけど。そういうことはできますか。

○副町長（永淵孝幸君）

そこら辺はですね、まあ委員言われるように、確かに最初に言いましたように、ほんとにこれがいいのかなというところもあると思います。ですからもう一度その辺は各課において精査していただいてですね、落とすべきところはやはり思い切って落とすとか、そういう団体でも協議するとかいったことで対応していただくようにしていきたいと思えます。

○坂口委員

先ほど議長の育英資金に関連してですけれども、育英資金の要綱あたりは、例えば貸付の要綱ですね。その辺の要綱あたりは変えられんのかですよ。よそに習ってるからそうしているのか、太良町独自で、その太良町の育英資金ですので。その辺の一行そういうあの親のそういうした場合のその子供が成長してからそれを支払うというような要綱分はつけられんのかどうか。法的な問題もあろうと思えますので。その辺はどう。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えします。

実際現実にですね、卒業して子供が支払うとかですね、保護者と子供と折半しながら出すとか、そういったことで納付をしていただいている経緯もございます。そういったことで、先ほどから滞納の件が出ておりますけど、私たちが給食費の問題もありますけど、とにかくきちっとした納付意志でいうか、そういったのを持っていただくように、まあ11月に徴収を今回またするような計画をしておりますけど、そういったことで育英資金の分と、給食費の分についても少しでも納めてもらうということで努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○坂口委員

私そがんとば聞きよっとじゃなし、今そがんと努力しよっとわかって聞きよっとやっけんさ。ただその法的にそういう文言がつけられるのかどうかというの、やっぱり太良町独自のその育英資金貸付要綱とかそういうとについて、やはり死なしたけんもうっていう、

子供はもう払わんちゃよかて。今ではそぎゃんなつとわけね。今ではもう親がやっばい払う、親と保証人が責任を負わんばいかんていうな格好なつとつわけ。あいどん卒業して、高校、大学卒業してから自分たちの給料もらうわけですから、そっちが払いきらんとき、その要綱を一つ入れることができないかどうかというのを聞きよつとやっけんがさ。そいを入れとけば、そういう問題はなくなってくつわけね。そいけんそいを入れらるかどうか、そこを聞いたかつじゃっけんがさ。

○学校教育課長（野口士郎君）

育英資金の貸付給付費に関する条例の中で、保護者が支払わなければいけないとか、そういった文言は入れておりませんので。基本的に貸し付けた、借りた学生が成人者になった場合ですね、社会に出られた場合、明確な表現はしておりません。保護者が支払うとか。したがいまして、両方ですね、先ほど申し上げたように、家庭の中で協議していただいて、支払い期間、償還期間を区切ったところで今してもらっているような状況です。今そこに文言に入れるかどうかというようなことだったと思いますけど、今の状況では両方、きちっと明記はしておりませんが、そういった対応をしておりますので、そういったことでいかせていただければとは思っております。

○坂口委員

そんならね、そんなら卒業して給料ばもらいよつていう人もおらす。ほとんどその親は死んでももらいよつていう人もおらす。おらすてあんた言うたよね。そしてそんな人たちが払う意志がなかったとかなんとかていうような状況ていうふうなことで不納欠損にしたとか、取いよらんとかいう状況ならさ、何でそんならそういう大学卒業してちゃんと給料があり、ぴしゃってした財産がある人たちんとを、何でそんないぴしゃってした手続きで取らんとかなてなつてくつわけよ。ちょっと言えば。そこまで子供たちまで含めて払うていうふうなことであればね。今の状況なら、もう一步進んであなたたちは徴収権をやっばし行使せんばかんとやなかかなて気はすつとばつてんが。もう不納欠損にしとっけんよかばつてんね。もう済んだとはどうでもよかばつてん、今からそういうとも発生するわけやっけんが、そこんにきはぴしゃつとした徴収方法あたりばやっば考えんばいかんとやなかかなて気のすんもんですから。

○給食センター係長（大岡利昭君）

給食費につきましてはですね、給食法の中で保護者負担という形で明記されておりますので。一応子供からは徴収してはいけないというのが建前なつてます。

○坂口委員

いやこつちんほうば聞きよつたいね。育英資金のほうば聞きよつたいねそいけん。

○学校教育課長（野口士郎君）

育英資金については、保護者、子供のほう、子供さんも貸付者ということで徴収をさし

ていただきます。

○議長（末次利男君）

行政実績報告書ですね、55 ページの畜産業費について質問いたしますが。これは2年続けてですね、監査指摘事項にも入っているわけですので、その一つの高齢者等の肉用牛の基金の運用について。いうことについての質問ですけれども。現在延滞額が1,399万。これは長年の歴史の中で、始まって以来ですよ。今までかつてあのやっばい景気低迷の中で、売り上げ低迷の時期もあった中でね、こういうことは今まであっていませんでした。しかしながらこういう状況になってですね、この実績の内容見てみますと名称変更を含めて検討整理をされ、早急な対応策をしろという御指摘を、これ多分2年続けてと思います。昨年からそういう指摘はされてるといふふうに思います。まあそういうことでですね、そういうことを踏まえて今の実態とね、今後の対策等を考えておられるかどうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

議長がおっしゃるとおり、監査等々で指摘を受けたとこととでございます。そういうことで、上司にも相談しながら、貸付基準の……とか、適正な審査ですね。それから貸し付けに伴う償還金の確実な履行。それから経営の低迷化に向けたJAの……の……改正の強化と。その辺について上司と相談して、9月の和牛改良組合及び役員会ですかね。役員会。それと——役員会でですね、和牛改良組合のほうには、町の考え方なり、今後の方向性について御説明をいたしたところでございます。でその内容についてですね、もしそのちょっと要望というか、御意見等があれば持って帰って……とかそういうことでお話をしておりますので、今後これに基づいてですね、できれば今年度いっぱいにはですね、早急に例えば貸付期間の7年から5年の変更等で改善を速やかにして……。

○議長（末次利男君）

まあ対策を考えているということですが、いずれにしても今のその畜産業の経営状況でいうた、必ずしもいい状況じゃないということは私も理解しております。そういった中で、必要な貸付金はやっばい制限してはいかんと。これは必要不可欠なものですからですね。でこの徴収方法の工夫といいますか、ここが今までされとったとはちょっと制限が甘くなっているんじゃないかな。一応私指摘をしておきます。そいで必要な資金をやっばい手当てはしていただいて、徴収をされる時、徴収者がやっばり徴収しやすいように、いわゆるそういった貸付要件といいますか、そういった要件の見直しが必要じゃないか。具体的に申し上げますとね、当然7年間で5産するわけですよ。5回収入があるわけです。5年間では3回です。そういった中で、必ずその償還貯金ていうのを義務付けられとったわけだと思いますよ。そいがしかし、今は償還貯金が義務付け——そのなかなかできないという状況で、支払いの時に丸々支払わなきゃいかんとということで、今非常に滞納がふえて

いるんじゃないかというふうに感じますので。その辺もまた徹底して全体的に見直していただいて。一番大事なのは、そういうことによって貸し付けが制限されるとなかなか畜産振興に大きな痛手になりますので。この辺も考慮しながら、やっぱり両方ですからですね。両方配慮した上で対応していただきたいと。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

議長おっしゃるとおりにですね、昔の太良町農業協同組合……の時には、償還金の制度がしっかりございました。でJAが合併をした折にですね、そういう強制的な償還貯金の仕組みはできませんよというようなことで、償還の制度がゆるくなっております。そういうことで、今後ですね、貸し付け時点でですね、きちんとその償還金……といいますか、償還預金なり、貯金をすることを条件にですね、子牛の貸し付けをします。そういう方向で現在検討をいたしておりますので、そういう方向で進めていきたいと思っております。

以上です。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

討論ないので採決します。

議案第48号 平成23年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案は原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、議案第48号 平成23年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、本委員会に付託されました決算認定案件の審査を終了いたしました。お諮りします。

委員長報告のまとめにつきましては、委員長に一任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告のまとめについては委員長に一任されました。

委員各位には3日間にわたり、終始慎重に御審議いただきありがとうございました。一

言私感じたことを申し上げます。

審査の中に、一つはその未収金対策。これもうどうしても避けては通れないと。努力の跡は見えますけれども、まだまだ十分とはいえない部分がございます。何とか担当の皆さん方には、大変ではございましょうけれども、ひとつふんどしを締めてかかっていたきたいなというふうに思っております。

それともう一つはですね、今非常にその農作物を荒らされると。イノシシ対策。これは今何かフェンスでありますとか、電気牧柵ですか。こういうので対応しておりますけれども。本体のですね、いわゆるそのイノシシ確保が追いつかんというような状況でございますから。これは推進協議会も嬉野、鹿島、太良でつくっておりますから、広域的に話し合いをしながら、さらに広めて、一頭でも多くのイノシシ確保、捕獲というものをさせていただきたいと。これは農林課長だけでなく、やっぱり皆さんで話し合いをしながら、いい知恵を求めていってほしいと。

またそのほかにも要望的なものも出ておりますから、これについてもこれを参考にしながら、さらに上を見て頑張っていたきたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

それでは最後に、町長の御挨拶をお願いいたします。

○町長（岩島正昭君）

皆さん18日から19、22と3日間本当にお疲れさまでございました。今回皆さんたちから御指摘等々受けた件につきましては、真摯に受けとめ、新年度予算に………していきたいと思えます。

それともう一つ、皆さんたち御指摘のとおり、税金の滞納。この件については極力、まあ役場の職員だけじゃなくて、議員の皆さんたちと一緒に徴収に回りたいというふうに思いますので、御協力方………思うとります。

それから牛の件につきましては、確かにこれはもう貸し付け導入どんどんどんふえて、自転車操業のような状況ですからね。例えば保証人にしても、1対1の酪農家同士で保証人なるといような状況ですから。農協等々も貸し付けには第三者を入れるというふうなことで、責任ある保証人をしていきたいと。

それともう一つ、検討しておりますと課長が言っておりましたけれども、償還金の貯蓄ですね。例えば5年を7年にしとっぎ2頭浮くやっかと。そいけんその分については償還金用でもう強制的に貯金をさせると。償還用の積立金ですね。そこら付近も今和牛改良組合とのこの前の総会の中でお話をしているところでございますから。

今後とも一生懸命、徴収あるいはそういうふうな補助金等々については、ある程度絞るところは絞ってせんことには、よかよかじゃとにかくパンクしてしまうからですね。そういうふうに頑張っていきたいと思えますのでよろしくお願ひし、3日間どうもお疲れさま

でございました。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

どうもありがとうございました。

これをもちまして、企業会計・一般会計等決算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時51分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

委員長 下 平 力 人